

一雑女

- わかざくら -

《特集》夏から考える節電 p2 ~ 3

介護保険料が決定 p4 ~ 5

健康だより p10 ~ 12

お知らせ (制度・催し・スポーツ) p16 ~ 26

桜井市 PHOTO ニュース p27



ゴーヤ、元気に育ったらいいな
市立第5保育所にて

7

月号

平成 27 年 / 2015 年

桜井市広報

No. 1253

人は等しい 毎月 11 日「人権を確かめあう日」

特集

夏から考える節電、 その先の未来。

夏

本番。外は暑くても、家に帰りスイッチを押せばエアコンが作動。部屋はすぐに快適な温度になります。冷蔵庫の中には冷えた飲料水がそろっていることでしょう。真夜中でも明かりがつき、深夜まで放送されるテレビ番組を見ながら寝てしまおう人もいるかもしれません。いつの間にか当たり前になった、電気に頼る私たちの生活。それってこのままで大丈夫？

限りある資源

全

国には原子力発電所が17か所あります。しかし、定期検査のため順番に運転を停止しており、平成25年9月より、稼働している原子炉はありません。

4年前の東日本大震災での原発事故をきっかけに、これまで我が国が原子力発電に頼っていた電力は、火力発電を中心にまかなうようになりました。

火力発電とは、石油・石炭・天然ガスなどの燃料を燃やしたときのエネルギー（化石エネルギー）で発電するも

ので、自然エネルギーと違って安定した高品質の電力を供給することができます。また、燃料を燃やす量によって発電量を調整できると言われています。

しかし、この火力発電は、二酸化炭素の排出量が原子力発電や水力発電よりも多くなります。他にも窒素酸化物や硫黄酸化物なども発生します。これらが大気中に排出されることは、地球温暖化につながります。気象庁は、今の勢いで化石エネルギーを使い続けると、100年後には2度から3度ほど気温が上がるのではないかと予測しています。

また、資源には限りがあります。何千万年もの時間をかけてできた化石燃料を、私たちはどれだけの速さで使い切ってしまうのでしょうか。

節電 ↓ 未来を考える

関

西電力からは、「この夏の電力需給は、安定供給に必要最低限とされる供給予備率を確保できる予定」との見通しが出ています。しかし気候が変動したり、発電所のトラブルといった不測の事態が起こって電力需給が逼迫することも考えられます。

身近な電気の問題も、今後の地球の問題も、すべて他人事ではないのです。

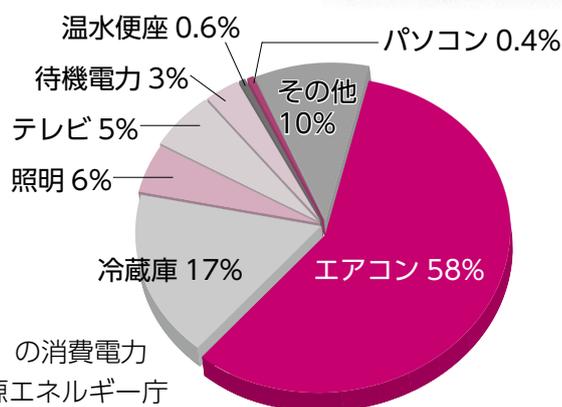
夏になると何となく聞こえてくる「節電」という言葉。大震災以降気にかけることが増えたと思います。

一人ひとりが自分のライフスタイルを振り返り、なくてはならない電気について、そしてその元となる資源の未来について、この機会に少し考えてみませんか。



節電取り組みメニュー

エアコン	室内の温度設定 28℃以上を心がける。
	冷房時に家族がいっしょの部屋で過ごす。
	エアコンのフィルターを掃除する。(月2回程度)
	冷房時は部屋のドアやふすまを閉め、冷房範囲を小さくする。
冷蔵庫	冷蔵庫の温度設定を強から中に変える。
	扉を開ける時間をできるだけ減らして食品を詰め込まない。
照明	LED照明に交換する。
	不要な照明は消す。
テレビ	見る番組を絞って、必要なとき以外は消す。
	省エネモードに設定し、画面の輝度を下げる。
ジャー炊飯器	早朝にタイマー機能で1日分まとめて炊いて、冷蔵庫や冷凍庫に保存する。
待機電力	リモコンの電源ではなく、本体の主電源を切る。
	長時間使わない機器は、コンセントからプラグを抜く。



夏の日中 (午後2時頃) の消費電力
出典：資源エネルギー庁

節電大作戦

夏場、最も電力使用が大きい電化製品は、エアコンです。

日差しを遮り室温の上昇を抑えるため、遮光カーテンに替えたり、部屋の外によしずやすだれを設置することは、気軽にできるでしょう。

ゴーヤなど、つる性の植物をカーテンのように育てることも同じ効果が得られます。風が植物の間を通り抜ける際に、葉っぱから蒸発される水蒸気によって、さらに涼しく感じることもできます。

桜井市役所でも節電の取り組みの一環として、4年前から緑のカーテンを導入しており、今年も本庁舎および西分庁舎においてゴーヤの植栽作業を行いました。水やり等の世話は市職員で分担し、収穫したゴーヤは、来庁者に持ち帰ってもらえるようにしています。

見た目にも涼しい緑のカーテン、みなさんの家庭でも試してみませんか。

他にも、打ち水を玄関や庭にまくだけで冷房効果があります。風鈴、浴衣、縁側、蚊取り線香を活用するなど、昔ながらの夏を楽しむものもいろいろですね。

上の「節電取り組みメニュー」表にあるように、ほんの少しの工夫が節電につながります。そして、各家庭のほんの少しの節電意識が、これからの地球環境を守ることにつながっていくのです。



工エアコンの使用を控える場合があると、体調不良になる場合があります。無理のない範囲での節電を心がけてください。室内でも熱中症にかかることがありますので、水分補給や室内温度の管理に気をつけましょう。

しました。

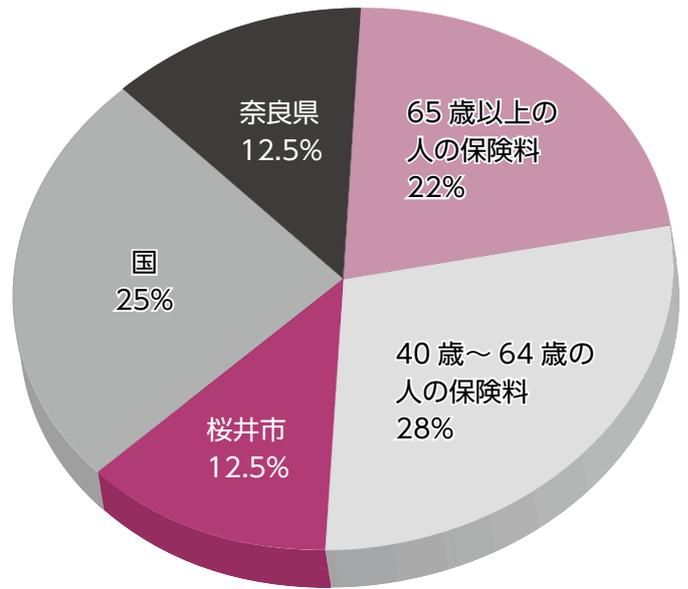
7月上旬に通知書を郵送します。

高齢者の介護を社会全体で支える介護保険制度ですが、高齢化が進み、国全体の介護給付費は制度開始時から3倍近く増加しています。今後も介護サービスの利用者はますます増加していく見込みです。

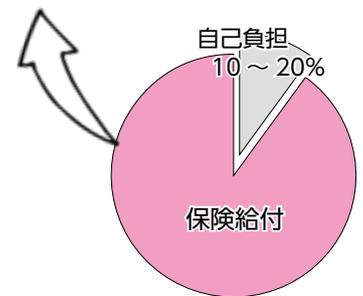
桜井市においても、平成29年度には介護サービスに必要な費用は50億円に上ると推測されています。この介護サービスに必要な費用のうち、65歳以上の人の負担分（22%）から基金の取り崩しや交付金を差し引くことで保険料額が決定します。

介護保険制度では、3年が行われています。この度、平成27年度から平成29年度までの介護保険料基準額を下表のとおり決定しました。年間保険料基準額は63,600円です。この基準額をもとに、保険料額が所得に応じた負担になるよう12段階に分かれます。各段階は、所得に応じて、介護保険料基準額に0.5から2.0をかけた金額に設定され、第1段階31,800円から第12段階127,200円となります。

介護保険は、介護が必要になったとき、誰もが安心してサービスを受けられる仕組みになっています。介護保険料は、介護保険を健全に運営するための大切な財源となります。介護保険にご理解とご協力をお願いします。



介護保険制度の主な財源と割合



介護保険のサービスを利用する人は、原則サービス費の1～2割を介護サービス事業者に支払い、残りは保険給付されます。

所得段階	所得等の条件	保険料 (年額)	所得段階	所得等の条件	保険料 (年額)
第1段階	生活保護を受給している人または世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受けている人、世帯全員が市民税非課税で前年の課税年金収入額と前年の合計所得金額の合計が80万円以下の人	31,800円 軽減後保険料 28,620円	第6段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の人	76,320円
			第7段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満の人	82,680円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で前年の課税年金収入額と前年の合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の人	47,700円	第8段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の人	95,400円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で前年の課税年金収入額と前年の合計所得金額の合計が120万円超の人	47,700円	第9段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が290万円以上400万円未満の人	108,120円
第4段階	同一世帯に市民税課税の人がいるが、本人は市民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	57,240円	第10段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	114,480円
			第11段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の人	120,840円
第5段階	同一世帯に市民税課税の人がいるが、本人は市民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の人	63,600円	第12段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が800万円以上の人	127,200円

介護保険料が決定

低所得者に対する保険料軽減について

平成 27 年 4 月～		平成 29 年 4 月～ (予定)	
所得段階	保険料基準額に対する割合	所得段階	保険料基準額に対する割合
第 1 段階	現行 0.5 → 0.45	第 1 段階	0.45 → 0.3
第 2 段階	なし	第 2 段階	現行 0.75 → 0.5
第 3 段階	なし	第 3 段階	現行 0.75 → 0.7

所得が低い人について
は、左表のとおり、平成 27 年 4 月から平成 29 年 4 月(予定)からの 2 段階に分けて、別途、公費により保険料の軽減が行われます。第 1 段階の人は平成 27 年 4 月から割合が 0・45 になりますので、年間保険料は 31,800 円から 28,620 円になります。

納付方法

個別に納付書や口座振替で納める「普通徴収」と年金から天引きして納める「特別徴収」があります。

・普通徴収

納付書で年 8 回に分けて、市役所または取扱金融機関で納めます。口座振替を希望する人は、指定の口座から引き落としして納めることができます。

・特別徴収

年金を年額 18 万円以上受給している人は、年 6 回偶数月に支払われる年金から天引きして納めます。年額 18 万円以上受給している人でも、年度途中で他市町村から転入したり、年金担保での借入、年金統廃合による年金番号の変更、年度途中の保険料額の変更等の事情により、一時的に普通徴収になることがあります。

賦課期日

介護保険料の賦課期日は 4 月 1 日です。年度途中で 65 歳になった人や、転入した人は、資格取得日(誕生日の前日や転入日)が賦課期日となります。保険料額は月割になります。

介護保険料を納めないでいると…

介護サービスを利用するときに、1 年以上の滞納がある場合、その期間に応じて「償還払い」や「給付額の減額」などの措置が行われます。

・償還払い || サービスを利用したときに全額を支払い、保険給付分は申請により後日受領することです。

・給付額の減額 || 通常 1 割または 2 割の本人負担が 3 割になります。

介護保険を利用するには

介護保険のサービスを利用するには、「要介護認定」の申請をし、介護や支援が必要であると認定を受けてからになります。

① 認定申請

申請をするには、介護保険証と申請書が必要です。地域包括支援センターや居宅介護支援事業所、介護保険施設等でも申請依頼ができます。主治医の意見書の作成依頼、訪問調査を行います。

② 認定審査

意見書や調査結果をもとに、介護認定審査会で介護が必要な度合いを判定します。

③ 結果通知

結果は郵送で通知します。要介護度に応じて、利用できるサービスや介護保険で認められる月々の利用限度額などが異なります。

④ サービスの利用

介護保険のサービスを受けるには「ケアプラン(介護サービス計画)」の作成が必要です。ケアプランはケアマネジャーに相談して作成します。

▽ 問い合わせ先

高齢福祉課介護保険係 (☎ 42・9111 内線 286・287)



後期高齢者医療制度の保険料額決定通知書・新しい被保険者証を送付します

保 険料額と納付方法についてのお知らせを、7月中旬に発送します。みなさんが納める保険料は、後期高齢者医療制度を支える大切な財源となります。

保険料額について

平成27年度の保険料額は平成26年中の所得をもとに7月に確定します。(すでに天引きされている人の保険料は平成25年中の所得をもとにした仮徴収額です。平成26年中の所得で算定した結果、増減することや還付される場合があります。)

納付方法について

通常は年金からの特別徴収(天引き)ですが、年金を受給していない人や一定条件に該当する人は、一部納付書等で納付する場合もあります。詳細は7月中旬発送のお知らせで確認してください。

納付方法を口座振替に変更するには…

特別徴収(年金天引き)の人で、口座振替での納付を希望する人は、市内に本支店のある金融機関で口座振替の手続きをした後、振替依頼書の本人控えを、必ず保険医療課へ提出してください。

口座振替に変更した場合、社会保険料控除は口座振替により支払った人に適用されます。これにより、所得税や住民税が減

額となる場合がありますので、留意してください。

普通徴収(納付書で保険料を納付)の人で、口座振替を希望する人も、保険証・預金通帳・通帳の届け印を持参のうえ、市内に本支店のある金融機関へ申込んでください。

被保険者証が更新されます

8月1日から使用できる新しい被保険者証を、7月中旬から下旬にかけて「簡易書留」で発送します。新しい被保険者証は、右上にある有効期限が「平成28年7月31日」となっています。

8月1日以降に医療機関にかかるときは、必ず新しい被保険者証を提示してください。

なお有効期限の切れた被保険者証は、保険医療課へ返却するか、ハサミを入れるなどして厳重に処分してください。



▽問い合わせ先 保険医療課医療係 (☎42・9111) 内線 522・524

福祉医療の申請はお済みですか？

福 祉医療費助成制度にかかる受給資格証の有効期限は、7月末日で一旦満了します。

次の福祉医療制度の受給対象者に、平成26年度分(有効期間：平成27年8月1日～平成28年7月31日)の受給資格証交付申請書を6月に送付しています。手続きがまだの人は、早めに済ませてください。

また、申請書が届いていない人でも、受給対象に該当すると思われる人は、保険医療課医療係まで問い合わせてください。

重度心身障害者医療費助成制度

〈対象者〉

身体障害者手帳1、2級または療育手帳A1、A2を持っている人

※後期高齢者医療制度に加入している人は除きます。

※所得による受給制限があります。

ひとり親家庭等医療費助成制度

〈対象者〉

①配偶者のいない人で、現に18歳未満の児童を養育している人およびその児童

②父母のいない18歳未満の児童およびその児童を養育している配偶者のいない人、婚姻をしたことがない人

※所得による受給制限があります。



※児童が児童福祉施設に入所している人や、児童を里親に委託している人は対象となりません。

乳幼児・小児等医療費助成制度

更新手続きは不要です。ただし、平成27年度の課税証明書または非課税証明書の提出が必要な場合があります。

▽問い合わせ先 保険医療課医療係 (☎42・9111) 内線 522・524

児童扶養手当・特別児童扶養手当のご案内

手当月額

児童 1 人目	全部支給 42,000 円
	一部支給 9,990 円～ 41,990 円
児童 2 人目	+ 5,000 円
児童 3 人目以降 1 人につき	+ 3,000 円

平成27年4月分から児童扶養手当支給額が変わりました。平成27年8月支給分(平成27年4月～7月分)から左表の額を適用します。

児童扶養手当は、18歳までの児童を養育しているひとり親家庭等に支給されるものです。平成26年12月以降、公的年金を受けていても、差額分の手当を受給できるようにしました。ただし所得制限があります。児童が児童福祉施設等(通所施設は除く)に入所していたり、里親に委託されているときは受給できません。また、直近の支給要件該当日が平成10年3月31日以前である場合は、正当な理由がない限り請求できません。※手当支給月は、8月・12月・4月です。各月の前月分までの手当を支払います。



▽問い合わせ先 児童福祉課
子ども福祉係 (☎42・9111
内線281)

特別児童扶養手当は、身体や精神に中程度以上の障がいを持つ児童を家庭で養育している父母等に支給されます。ただし、所得制限があります。また、対象児童が児童福祉施設等(通所施設は除く)に入所しているとき、および対象児童が障がいを支給事由とする公的年金を受けられることができるときは、支給できません。※この場合の児童とは20歳未満の人をいいます。※手当支給月は、8月・11月・4月です。各月の前月分までの手当を支払います。

国民健康保険税の税率が決定しました

	医療保険分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
① 平等割 (1世帯につき)	23,000 円	6,000 円	7,500 円
② 均等割 (1人につき)	24,000 円	8,000 円	8,500 円
③ 所得割	課税標準額*1 × 7.20%	課税標準額*1 × 1.90%	課税標準額*1 × 2.00%
④ 資産割	純固定資産税額*2 × 20.0%	純固定資産税額*2 × 5.0%	純固定資産税額*2 × 4.0%
合計	A	B	C
最高限度額	520,000 円	170,000 円	160,000 円

*1 課税標準額 前年中の総所得金額等－基礎控除 (330,000 円)

*2 純固定資産税額 当年度の都市計画税を除いた固定資産税額

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
随2期			1期 一括	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	随1期



▽問い合わせ先
保険医療課
年金係 (☎42
・9111
内線
521・523)

納期について
国民健康保険税は、基本的に1年分を8回で納付することになります。月払いではないので注意してください。納期は上記のとおりです。

国民健康保険税は、世帯主に對して課税されます。世帯主自身が国保の被保険者でなくとも、世帯に国保の被保険者がいれば、世帯主には納期内に保険税を納める義務があります。今年度の税率は左表のとおりです。保険料額の通知は7月中旬に発送します。

40歳以上65歳未満の人は、医療保険分・後期高齢者支援金分・介護納付金分の①④をすべて足したものを(A+B+C)。それ以外の人は、医療保険分・後期高齢者支援金分の①④をすべて足したものを(A+B)が1年間の国民健康保険税額です。

国民年金保険料を免除するには…

国 民年金には、経済的な理由等で保険料を納めることが困難な場合に、申請により保険料の納付が免除される制度があります。(本人・配偶者・世帯主の前年所得を基に審査します。)

保険料の全額が免除される「全額免除」と、一部を納め、残りの保険料が免除される「一部免除」(《1/4納付(3/4免除)・半額納付(1/2免除)・3/4納付(1/4免除》)です。30歳未満の人には、「若年者納付猶予制度」があります。(世帯主の所得審査は必要ありません。)なお、「一部免除」の承認を受けた場合、納めるべき保険料を納付しないと、その承認期間は保険料未納期間になりますので、注意してください。

申請はお早めに!

免除の申請が遅れると、申請日前に生じた不慮の事故や病気による障がいについて、障害基礎年金を受け取ることができない場合があります。

※前年度に全額免除・納付猶予の承認を受け、継続申請を希望した人は、申請する必要がありません。

▽申請に必要なもの

- ①年金手帳、印鑑
- ②失業または事業の休止・廃止により免除を申請する場合は、

次のいずれかの書類の添付が必要です。

- ・「雇用保険受給資格者証」または、「雇用保険被保険者離職票」の写し
- ・離職者支援資金の貸付けを受けた場合は「貸付決定通知書」の写し
- ・公的機関が証明する書類

▽申請・問い合わせ先 保険医療課 保険年金係 (☎42・9111内線528)

こんなに違う! 納付・全額免除・一部免除・若年者納付猶予 と 未納

年金の種類	納付状況				
	納付	全額免除	一部免除(一部納付)	若年者納付猶予(学生納付特例)	未納
老齢基礎年金	受給資格期間に算入されるか?	○	○	○	×
	年金額に計算されるか?	○	○	○	×
障害・遺族基礎年金	受給資格期間に算入されるか?	○	○	○	×

奈良県一斉地震行動(シェイクアウト)訓練に参加を

地 震の発生を想定し、7月9日「奈良県地震防災の日」、同時刻県下一斉に、シェイクアウト訓練が実施されます。

当日、市民のみなさんは、それぞれの場所において、地震から身を守る行動をとってください。自らの防災意識を高め、防災対策に取り組み機会にしましょう。詳しくは、奈良県防災統括室「ナラ・シェイクアウト」専用ページ (<http://www.pref.nara.jp/item/120899.htm>) で確認してください。

▽開催日時 7月9日(木) 午前10時30分(約1分間)

▽行動内容 左の通り

 <p>まず低く</p>	安全行動1 姿勢を低くする (DROP) 地震の揺れに伴う転倒を防止し、その場から動かされないようにするため、姿勢を低くする。
	 <p>頭を守り</p>
 <p>動かない</p>	安全行動3 揺れが収まるまで動かない (HOLD ON) 揺れている間に動くのは危険なので、揺れが収まるまで1分ほどその場に留まり、動かないようにする。

訓練終了後、避難場所・避難経路の確認、非常持出品の確認を行うなど、防災対策に取り組んでください。



▽問い合わせ先 危機管理課(☎42・9111内線309)

青少年の健やかな成長を願って

7月「青少年の非行・被害防止全国強調月間」です。

青少年が社会での役割と責任を自覚し、心豊かでたくましく成長することは社会全体の大きな願いであり、大人の責務です。

しかし、近年の少子化や情報化の急速な進展など、青少年を取り巻く社会環境は著しく変化しています。それが青少年の意識や行動に大きな影響を与え、いじめや社会的自立の遅れなどの要因の一つとなっています。

青少年の非行を未然に防ぎ犯罪被害から守るため、また、次代を担う自立した青少年の健全育成に向け、家庭と地域が一体となって、それぞれの役割と責任を果たすことを再確認し努力し合いたいものです。

豊かな心を育てる

- ・何でも話し合えて、居心地のよい家庭をつくりましょう。
- ・元気にあいさつできる子に育てましょう。
- ・生活の基本ルールを身に付けさせ、命や物の大切さを教えましょう。

家庭のしつけ

- ・ほめ上手、叱り上手、聞き上手になりましょう。
- ・「子どもの視点」「子どもの気持ち」で考え、一方的な押しつけはやめましょう。



- ・兄弟を引き合いに出すのはやめ、親が手本となるようにしましょう。
- ・しつけに一貫性をもちましょう。

地域の子どもは地域で育てる

- ・大人が社会のルールやマナーを守り、生き方を示しましょう。
- ・事故や犯罪に巻き込まれないように、見守り導きましょう。

心の叫びをキャッチ

- ・いじめのサインを見逃さないで、口数が少なくなり、元気がなくなる。
- ・衣服が汚れていたり、けがをして帰ってくる。
- ・持ち物をなくして帰ってくる
- ・頭痛や腹痛を訴え、学校を休みたがる。
- ・食欲が無くなり部屋に閉じこもりがちになる。

- ・子どもの悩みやいじめ、不登校などの問題、家庭での不安や気になることについて、電話相談や来所相談を行っています。

- ▽相談場所 青少年センター(中央公民館1階)
- ▽相談日時 平日午前9時～午後5時

- ▽教育相談電話 ☎42・0852(直通・専用)

- ※来所相談は、できるだけ事前に連絡してください。
- ※相談は無料・秘密厳守です。

- ※相談は無料・秘密厳守です。

- ※相談は無料・秘密厳守です。

スズメバチに注意!



スズメバチには、通常、巣を触ったり近づいたりしなれば襲われることはありません。また、毛虫などの害虫を食べ、私たちの生活にも役立つています。

ただし夏から秋は活動が盛んになる季節です。巣も大きくなり、ハチの数も増え、警戒心が強くなります。人が巣の近くを通った際、巣に振動が伝わり、興奮して攻撃してくることもありますので注意してください。

種類によって場所が異なりますが、生垣や軒下、天井裏などに多くみられ、山の中では土手や木の洞などにも巣を作ります。

どんなところに巣を作るの?

種類によって多少異なりますが、マーブル模様で下側に小さい出入口が1か所あるものが典型的です。

巣の特徴は?

種類によって多少異なりますが、マーブル模様で下側に小さい出入口が1か所あるものが典型的です。

市では行っていませんので、土地家屋の所有者が管理者が自らの責任で行ってください。自ら駆除することが難しい場合は、専門業者(有料)に依頼してください。

刺されないポイント

- ① 巣に刺激を与えない。
- ② 黒い色は避ける。
- ③ 香水や整髪料などの匂いにも

敏感で、黒い物と同じ反応を示すので注意してください。

③ ハチを振り払わない

飛んできたハチを手で振り払うと、ハチは攻撃されたと判断し反撃体制に入ります。巣から離れた場所では何もしない限り襲うことはないで、むやみに振り払おうとしないで飛び去るまでじっとすることが大切です。

④ 姿勢を低くする

姿勢を低くするとハチが人間を見失い飛び去ることが多いですが、巣の近くで黒い物を身につけている場合は、かがむ動きをされるとさされる危険があるため、できるだけ巣の遠くに逃げてください。

ハチの巣やへびなどの駆除依頼が市役所に多く寄せられています。住宅内は個人の責任で管理することになります。ゴキブリなどの害虫と同様に、個人での対応をお願いします。

▽問い合わせ先 市民協働課 ☎42・9111内線529



健康だより

8

月の保健事業

※お問い合わせは健康推進課

(保健会館 ☎45 - 3443) へ

番号のおかけ間違いのないようご注意ください。



乳幼児健康診査 (対象者には個人通知します。内容・持ち物等はそちらで確認してください。)

事業名	対象者	日時 (受付時間)	場所
4か月児健康診査	平成27年4月1日～4月15日生まれ	8月20日(木)13:00～14:00	保健会館
	平成27年4月16日～4月30日生まれ	8月31日(月)13:00～14:00	
10か月児健康診査	平成26年10月1日～10月15日生まれ	8月17日(月)13:00～14:00	
	平成26年10月16日～10月31日生まれ	8月28日(金)13:00～14:00	
1歳6か月児健康診査	平成26年1月1日～1月15日生まれ	8月6日(木)13:00～14:00	
	平成26年1月16日～1月31日生まれ	8月7日(金)13:00～14:00	
2歳6か月児歯科健康診査	平成25年1月生まれ	8月6日(木)9:00～10:00	
3歳6か月児健康診査	平成24年1月1日～1月15日生まれ	8月26日(水)13:00～14:00	
	平成24年1月16日～1月31日生まれ	8月27日(木)13:00～14:00	

相談・教室

事業名	対象者	日時	場所	内容	持ち物	申込
すくすく相談 (乳幼児健康相談)	主に生後9か月未満の乳児	8月18日(火) 9:30～10:00 ▲	保健会館	身体計測・育児相談・栄養相談	母子健康手帳・バスタオル	不要
	主に生後9か月～1歳7か月未満の乳幼児	8月31日(月) 9:30～10:00 ▲				
パパママ教室◆	第1子目の妊娠6か月～9か月未満の妊婦とその家族	8月22日(土) 9:30～12:00 ◎	保健会館	赤ちゃん人形で沐浴やオムツ交換・抱っこ体験等妊婦体験 (希望者)	母子健康手帳・筆記用具	(15組)要

▲受付時間 ◎実施時間 ◆…〈要申込〉の事業は電話で健康推進課 (☎45 - 3443) まで。

検(健)診をうけましょう

事業名	対象者	日時 (受付時間)	場所	内容	料金	申込
胃がん・肺がんセット健診	35歳以上の市民	8月 6日(木)、10日(月)、 11日(火)、12日(水)、 26日(水)、27日(木)、 31日(月) 9:00～11:20	市役所	胃がん検診: バリウムを飲んで胃部のレントゲン撮影	900円	要 (定員 15名)
				肺がん検診: 胸部のレントゲン撮影と痰の検査 (必要な人のみ)	無料 (ただし、痰の検査が必要な場合は300円)	

※申込みや問い合わせは、電話で医療センター (☎45 - 2505)、または健康推進課 (☎45 - 3443) まで。(定員になり次第締切りになります)

※妊娠中または妊娠の可能性のある人、授乳中の方は検診を受けることができません。胃腸疾患の治療中の人はかかりつけの医療機関で受診してください。

熱中症に注意!

熱中症は気温などの環境条件だけではなく、体調や暑さに対する慣れなどが影響して起こります。気温が高くない日でも、湿度が高い日や風が弱い日、体が暑さに慣れていないときは注意しましょう!

熱中症に注意するとき

- ・ 気温が高い
- ・ 湿度が高い
- ・ 風が弱い
- ・ 急に暑くなった
- ・ 閉め切った屋内
- ・ エアコンのない部屋

特に注意が必要な人

- ・ 高齢者や乳幼児
- ・ 肥満の人
- ・ 体調の悪い人
- ・ 持病のある人
- ・ 暑さに慣れていない人

予防方法

- 1 体調を整える
 - ・ 睡眠不足や風邪気味など、体調の悪いときは暑い日中の外出や運動は控えましょう。

2 服装に注意

通気性の良い服を着て、外出時には帽子や日傘を使用しましょう。

3 こまめに水分補給

「のどが渴いた」と感じた

ときは、すでにかんりの水分不足になっていることが多いものです。定期的に少しずつ水分を補給しましょう。

4 こまめに休憩

屋外での活動時には日陰等を利用してこまめに休憩しましょう。

熱中症を疑うときの対処方法

めまい、大量の発汗、頭痛、吐き気、倦怠感、けいれんなど、熱中症を疑う症状があれば……

1 涼しい日陰やエアコンの効いた室内などへ移動する

2 衣類をゆるめて休む

3 身体を冷やす(氷や冷たい水で濡らしたタオルを手足にあてる。)

4 水分を補給する(このとき、水分だけでなく0.1%程度の塩水またはスポーツドリンクを少しずつ何回にも分けて補給する。)

5 医療機関へ搬送する

※重症の場合は救急車を呼ぶことと、現場ですぐに身体を冷やし始めることが必要です!



食中毒に気を付けましょう

暑くなると、食中毒の発生が増えます。左記の3原則に気をつけ、食中毒を予防しましょう。

《付けない》

手にはさまざまな雑菌が付着していますので、調理を始める前などは、必ず手を洗いまししょう。また、生の肉や魚を切ったまな板などの器具から加熱しないで食べる野菜などへ菌が付着しないように、使用の都度きれいに洗い、できれば殺菌しましょう。

《増やさない》

肉や魚などの生鮮食品や惣菜などは、購入後できるだけ早く冷蔵庫に入れ、早めに食べましょう。保管の際にも、他の食品に付いた細菌が付着しないよう、密封容器やラップを使いましょう。

《殺菌する》

ほとんどの細菌やウイルスは加熱によって死滅します。特に肉料理は中心までよく加熱することが大事です。また、調理器具にも細菌やウイルスが付着します。使ったあとは、洗剤でよく洗ってから熱湯をかけて殺菌しましょう。

猫の飼い方・育て方① 人と猫の調和のとれたまちづくりを!



～猫の飼い方に責任を持てますか～

ネコを飼うということは、家族が一人増えるのと同じだと思ってください。しかもネコは、小さくても、やんちゃで手がかりますので、面倒を見る大変さは子どもと変わりません。

「かわいいから」というだけでネコを飼ってしまい、後になって「こんなはずじゃなかった」と頭をかかえたとしても、それは自業自得というものです。そうなったとき不幸になるのはネコたちです。

これからネコを飼おうとしている人はそういったことも考えたうえで、ネコの一生に責任を持つことに少しでも不安があるのであれば、飼うことを考え直すことも、ネコに対する愛情になります。



～猫の飼い主としての心構え～

- 飼い主としての心構えは、「栄養管理をきちんとする」「トイレを清潔に保つ」等々…細かいことをあげればキリがありません。ただ、これだけは守って欲しい、一番大切な心構えは「最後まで責任を持って面倒を見る」ということです。多くの人が、そんなことは当たり前だと思われるかもしれませんが、残念ながら世間には、安易な気持ちでネコを飼い始め、結局面倒を見きれなくなって、捨てたり、保健所に持ち込んだりする、無責任な飼い主も多いようです。捨てられたり、保健所に連れてこられたネコたちを待っているのは、悲惨な最期だけです。
- そんな不幸なネコたちを増やさないためにも、飼い主は「どんなことがあっても最後まで面倒を見る」という心構えを忘れないようにしてください。これは、飼い主として守らなければならない最低限のルールでもあります。

セアカゴケグモに
注意してください！

最近、公園やアパートの溝等でセアカゴケグモが頻繁に目撃されています。セアカゴケグモは特定外来生物で、オーストラリアを原産地とするクモで毒を持っています。

①セアカゴケグモの生息

雌の体長は、約0.7cm～1cmで全体が黒色。腹部の背面に赤色の縦斑紋があります。雄の体長は、0.4cm～0.5cmで腹部の背面は灰白色をしています。穴や隙間に強い糸で不規則な網を張るため、排水溝のふたや格子部分、側溝やマンホールの中に生息しています。

②咬まれないために

・絶対に素手で触らない。
・野外で作業する場合は、長袖、長ズボン、手袋等を着用する。

③咬まれたときの対処法

咬まれたときは、針で刺されたような痛みを感じます。やがて咬まれた部分の周りが腫れて赤くなります。悪化すると痛み、発汗、発熱、発疹などが現れることがあります。温水や石鹼水で傷口を洗い、病院で治療を受けること

が必要でず。
④ 駆除方法
市販の家庭用殺虫剤で駆除できます。

第23回奈良県高齢者
い歯のコンクール募集

▽応募資格 70歳以上で歯の健康な人（若干の欠損歯、かぶせ等可）※第20回～22回の最優秀の人は除く。

▽応募方法 官製ハガキに郵便番号、住所、氏名（ふりがな）、電話番号、生年月日、性別、年齢を明記し、奈良県歯科医師会・高齢者いい歯のコンクール係（〒630・8002奈良市二条町2・9・2）へ。

▽応募期限 8月31日（月）

審査および表彰

▽日時 10月1日（木）

正午～午後4時30分

▽場所 奈良県歯科医師会館

（奈良市二条町2・9・2）

※8020達成者には認定証が授与され、最優秀者には後日、知事より賞状が授与されます。

▽問い合わせ先 奈良県歯科医師会（☎0742・33・0861）

親子すこやかクッキング教室

～食生活改善推進員と一緒に
食事について楽しく学びましょう！～



お子さんと一緒に楽しく料理をすることで、食べることへの関心を深めてみませんか？

- ▷対象者 年長児～小学生とその保護者
- ▷日時 8月28日（金）午前10時～午後1時
- ▷場所 中央公民館 調理実習室
- ▷定員 12組
- ▷料金 1組500円
（子ども2人目から1人につき100円追加）

▷申込方法
8月21日（金）までに電話で健康推進課（☎45・3443）へ申込んでください。



健康相談

「健診結果が気になる」「生活習慣を見直したいが、具体的に何をしたらいいの？」等、生活習慣病に関する相談を受付けています。また、生活改善をしないといけないのは分かっているけど実行ができない人に対しても、実行に向けてのお手伝いをします。必ず電話で申込んでください。

▽日時 8月25日（火）午前9時30分～11時

▽場所 市役所3階第1会議室

▽内容 保健師・管理栄養士の健康相談、^{*}血圧測定、^{*}身長・^{*}体重測定、^{*}体脂肪測定、^{*}尿検査 ☆は必要な人のみ実施
▽持ち物 健康手帳、検査結果等、健康状態がわかるもので必要と思われるものを持参してください。

▽料金 無料

▽申込・問い合わせ先 健康推進課（☎45・3443）

環境部からの
お知らせです！



7月20日（月・祝）に
燃やせるごみの収集を行います！



7月20日（月・祝）、月・木曜コースの燃やせるごみの収集を行います。
さくらいしクリーンカレンダーには掲載がありませんので、近所の人に声かけのご協力をお願いします。

※搬入受付時間は、午前8時40分～11時30分・午後1時～4時です。

▷問い合わせ先 環境部業務課（☎45・2001）

子育て支援活動に興味
関心はあるんだけど…

自分の子育て経験を活かして
何か手伝えることがあれば…



桜井市主催

子育てサポーター養成講座 開設



桜井市ファミリーサポートセンター事業が始まります！

※制度の詳細は今月号の折込みチラシをご覧ください。

新しいことがはじまって、
子育ても安心ね



平成28年1月に、地域で子育てを支援する「桜井市ファミリーサポートセンター」の開設を予定しています。
現在、子育ての援助を必要とする人が増えており、市内の子育てに協力していただける人を募集しています。
この講座ではサポートに必要な情報・知識などをお伝えします。講座の受講者には、子育てサポーターとして登録してもらい、子どもの一時預かりなどの手伝いをお願いします。
子育てに協力できる人の受講をお待ちしています。

あなたの力、
貸してください

子育てサポーター
(援助会員) って？

ファミリーサポートセンターにおいて、依頼会員の申請に基づき、援助会員の人にはこのセンターが実施する一時的・補助的な子育ての手伝いや、つどいの広場へのサポート等をしてもらいます。

▽対象者 市内に在住している20歳以上の人で心身ともに健康な人

※講座終了後、子育てサポーター(援助会員)として活動できる人

※ただし、未就園の子の保護者の受講は遠慮していただいていますので、ご了承ください。また、保育所(園)・認定こども園に入所中の子がいる場合も、就労条件などにより受講してもらえないことがあります。

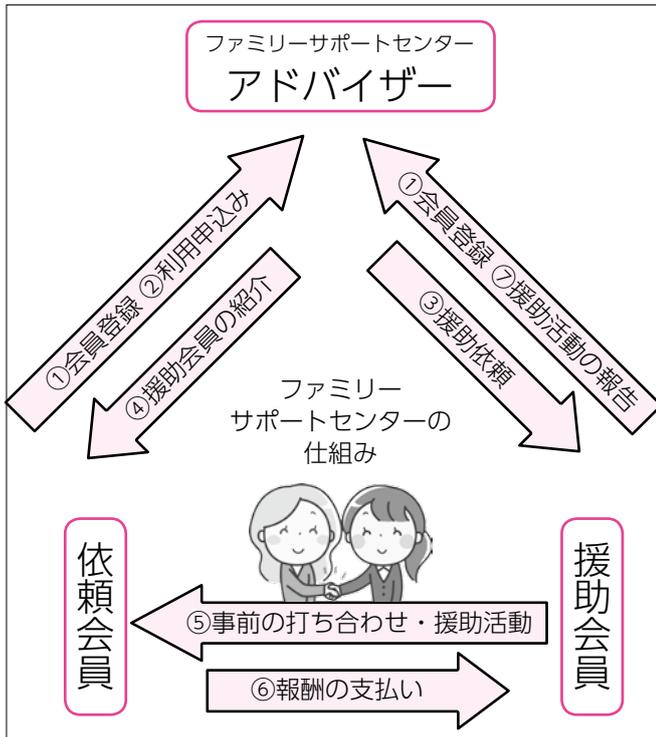
▽場所 中央公民館

▽内容 保育の心、乳幼児の心身の発達、子どもの遊びと遊ばせ方、児童虐待防止、応急手当講習、保育体験など全10回の講座です。

▽日程 8月～10月(全10回)

第10回	第9回	第8回	第7回	第6回	第5回	第4回	第3回	第2回	第1回
10月21日(水)	10月16日(金)	10月7日(水)	9月30日(水)	9月15日(火)	9月11日(金)	9月2日(水)	8月21日(金)	8月10日(月)	8月5日(水)

※講師の都合により日時を變更する場合があります。
※講義内容により場所変更があります。



▽申込方法 電話で、住所・氏名・生年月日・電話番号の他、きつかけを左記まで連絡してください。
▽申込期限 7月31日(金)
▽申込・問い合わせ先
・児童福祉課子ども支援係(☎42・91111内線284)
・ファミリーサポートセンター(西ふれあいセンター分館つどいの広場内☎43・91112) 午前9時～午後4時 土曜・日曜・祝日・年末年始は休み。

ひみこちゃんが

「大和さくらい100選」

一度は行ってみたいスポットを紹介 - その14 -



今回は、市民目線で「桜井のとっておき」を選んだ「大和さくらい100選」の「額田王ゆかりの地」に選ばれている場所を紹介するよ！



額田王は飛鳥時代に生きた歌人だよ。
万葉集にも十余首を残しているよ。



まずは、粟原寺跡。万葉歌人額田王が建てたと言われているんだけど、洪水によって流されてしまったから、今は礎石しかないんだって。この粟原流れといわれる洪水で流された仏像などの中には、国宝になっているものもあるよ。



石位寺の石仏「伝薬師三尊像」は国の重要文化財で、額田王の念持仏だったともいわれているよ。日本最古の石仏で、昔の彩色の跡が今も残っているんだ。石位寺の境内からは景色が良く見えるし、有名人も訪れたほど魅力的だよ～。

無住の寺だから、拝観には電話予約（観光まちづくり課 ☎ 42 - 9111 内線 342）が必要だよ。



伝薬師三尊像



最後に報恩寺へ行ったよ。

報恩寺のご本尊、阿弥陀如来坐像は大きくて県の文化財なんだよ。昔は金箔がはってあって、粟原流れの1つとも言われているんだって。修復が終わって、国立博物館で本堂の再建立を待っているの。秋には5年ぶりに外山へ帰ってくるんだよ～。

三輪山を しかもかくすか 雲だにも
心あらなむ かくさぶべしや

これは、都をうつすことになって、二度と三輪山は見られないんだな…と額田王が別れをしのいで詠んだ歌の万葉歌碑なんだって！

「ひみこちゃんのページ」

<http://www.city.sakurai.lg.jp/himiko/index.html>

観光まちづくり課

☎ 42 - 9111 内線 342)

E-mail : kanko@city.sakurai.lg.jp

twitter @himiko__chan



額田王万葉歌碑



あらかじめ国民健康保険に申請し「限度額適用認定証」の交付を受けると、1か月に1つの医療機関での支払いが高額療養費の自己負担限度額までの負担で済みます。

『限度額適用認定証』『標準負担額減額認定証』の有効期限は、7月末までです。

新しい認定証への更新受付は、8月3日(月)～です。8月以降も認定証が必要な場合は、保険医療課給付係で更新手続きをしてください。(認定証は申請月から適用されます。申請や証の提示が遅れた場合、限度額や標準負担額減額は適用されません。)

◆70歳以上の人は…
住民税非課税世帯の人のみが交付の対象になります。(一般所得者または一定以上所得者の人は、高齢受給者証を病院の窓口へ提示することで、1か月1つの医療機関からの請求額が限度額を超える場合、「一般所得者または一定以上所得者の限度額」までの負担で済みます。)

※限度額適用認定証は国民健康保険税に未納または分納のあるときは交付できません。

医療費が高額になりそうなときは ご相談を。

国民健康保険に加入しているみなさん



70歳未満の人の自己負担限度額※1月診療分より下記の通り限度額が変更されています。

所得要件*	自己負担限度額	
	3回目まで	4回目以降
901万円超	252,600円 医療費が842,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算	140,100円
600万円超～901万円以下	167,400円 医療費が558,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算	93,000円
210万円超～600万円以下	80,100円 医療費が267,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算	44,400円
210万円以下	57,600円	44,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

※所得要件の金額は基礎控除を差し引いた総所得金額などです。

1か月1つの医療機関での支払いが21,000円以上のもののみ計算の対象となります。ただし同じ医療機関でも、入院、外来、歯科は別計算。(院外処方の薬代については、処方した病院の外来分と合算できます。)

70歳以上の人の自己負担限度額

	外来(個人ごと)	入院+外来(世帯単位)
一定以上所得者* (3割負担世帯)	44,400円	80,100円 医療費が267,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算
一般所得者 (課税世帯)	12,000円	44,400円
住民税 非課税世帯	II	24,600円
	I	15,000円

※一定以上所得者とは…世帯で住民税課税所得が145万円以上の70歳以上の人がいるときに該当する場合があります。

非課税II：非課税世帯Iに該当しないとき

非課税I：世帯主と国保加入者全員の所得が0円の時(年金収入がある場合、年金の所得は控除額を80万円として計算します。)

医療費が高額になってしまった人は注意！

支払い後、高額療養費の支給申請をするには病院の領収書が必要です。申請できる期間は受診月の翌月の1日から2年間となりますが、確定申告に領収書を提出する人は、その前に保険医療課へ申請にきてください。

▽申請・問い合わせ先 保険医療課
給付係(☎42・9111内線
526・527)



◆制度・行政情報◆

桜井市くらしとしごと支援センターを開設します

市内在住で、仕事や生活に困っている人の支援を行う無料相談窓口です。

経験豊富な相談員と一緒に考え、解決へのお手伝いをします。一人で悩まずにまずは相談してください。

家族などまわりの人からの相談でも受付します。

◎たとえばこんな相談：
生活に困っている・仕事が見つからない・家賃を払えない・住むところがない・将来が不安・病気で働けない・家族のことで悩んでいる・社会に出るのが怖い

◎支援のイメージ
①まずは、話をしっかり聞きます。

②担当者が一緒に解決方法を考え、プランニングします。

③公的制度やサービスなどの活用を検討・提案したり、就労支援を行います。

▽日時 毎週月～金曜日(偶数月の第3月曜日、祝日、年末年始は除く)の午前9時～午後5時

▽場所 エルト桜井2階まは

ろばセンター内
くらしとしごと支援センター(☎49・3020 FAX49・3021)

献血のご協力を お願いします

血液は長期保存ができませんので、絶えず誰かの血液が必要とされています。奈良県では毎日約100名の献血協力が必要です。400ml献血へのご協力をお願いします。

▽日時 7月8日(水) 午前9時30分～午後1時、午後2時～3時30分

▽場所 桜井南小学校

※当日、献血協力者には限定けんけつちゃんまな板シートと、けんけつちゃんタンブラーをプレゼント!

問 県赤十字血液センター(☎0743・56・6100)

障がい者(児)の市民プール無料利用

障がい者(児)の社会参加の促進と健康増進ならびに市民とのふれあいを目的とします。

▽対象者

①市内在住、または在勤者で、身体障害者手帳、療育手帳および精神障害者保健福祉

手帳所持者。(介護者2名を含む)

②遊泳のできる健康状態にある人。(ただし、失禁状態でない人)

※この制度を利用する場合は、それぞれの手帳をプール受付で提示し、係員の確認を受けてください。

また、介護を要する人が利用する場合は、必ず介護者が同伴し責任を持って安全管理等を行ってください。

問 社会福祉課障害福祉係(☎42・9111 内線272・273)

夏休み中のコミュニティバス運行状況

7月18日(土)～8月31日(月)の夏休み期間中は、次の通り特別ダイヤで運行します。注意してください。

◎初瀬・朝倉台線 学校休校日ダイヤ

◎北・南循環路線 通常運行

◎西北部循環線 通常運行(ただし、8月13日、14日は運休)

◎多武峯線 通常運行(ただし、8月13日、14日は土日祝日ダイヤ)

問 行政経営課(☎42・9111 内線256・257)

けいせつコーナー

○自転車・オートバイなどの盗難に注意してください

夏休みになり、子ども達の活動範囲が広がると、自転車などが盗難被害にあいやすい状態となります。

自転車の場合、盗難のケースの大半は施錠忘れによるものです。自転車やオートバイを停めるときは、付属の鍵を確実にかけてください。また、お子さんにも鍵をかけた忘れないように注意してあげてください。

丈夫なワイヤー錠やU字ロックなどの補助錠をかけてツロツクにすると、より一層被害にあいにくくなります。万が一被害にあったときは、110番または桜井警察署に連絡してください。

○平成27年度奈良県警察官A(第2回)・Bの採用試験

▽受付期間(郵送・持参) 7月1日(水)～8月28日(金)(インターネット) 7月1日(水)～8月24日(月)

▽受験資格

①警察官A(第2回)・大卒・

年齢 昭和60年4月2日以降に生まれた者

・学歴 学校教育法による大学(短期大学を除く)を卒業した者、または平成28年3月末日までに卒業見込みの者、もしくは人事委員会が同等の資格があると認める者

②警察官B・短大・高校卒・

年齢 昭和60年4月2日生～平成10年4月1日生

・学歴 警察官A以外の者 [桜井警察署☎46・0110]



今月の市税・保険料

- 市税
- 固定・都計税(2期分)
- 国民健康保険税(一括・1期分)
- 国民健康保険税(一括・1期分)
- 国民健康保険税(一括・1期分)
- 国民健康保険税(一括・1期分)

■介護保険料(一括・1期分)

納期限は
7月31日(金)です。
※納め忘れのないように、注意してください。

犬の飼い主のみなさんへのお願い 犬の散歩時にはフンを処理する道具を持参し、飼い主が責任を持って後片付けをしましょう。

介護予防教室開催

できるだけ介護が必要な状態にならず、いつまでも元気でいきいきと生活できるように、お住まいの地域ごとに介護予防教室を開催します。

イスに座ってできる体操や、筋力維持アップを意識した運動が主となります。

▽対象者 65歳以上の人(要支援・要介護認定者を除く、医師から運動制限をされていない人)

▽費用 無料

▽実施日・場所 お住まいの地域包括支援センターまでお問い合わせください。

※きぼうの開催の教室は7月15日から始まります。

申・問 桜井中学校区：地域包括支援センターのぞみ(☎42・5590)、桜井東中学校区：地域包括支援センター

きずな(☎44・3655)、大三輪中学校区：地域包括支援センターひかり(☎45・3651)、桜井西中学校区：地域包括支援センターきぼう(☎46・1023)

特別障害給付金の請求はお早めに!

国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等の受給権がない障がい者のために、福祉的措置として「特別障害給付金制度」が平成17年4月1日に始まりました。

▽対象者 国民年金任意加入対象期間*に国民年金に加入していなかった人で、その対象期間内に障がいの原因となった病気やけがの初診日があり、現在、障害基礎年金1級・2級相当の障がいの状態にある人。(障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給することができる人は対象になりません)

※国民年金任意加入対象期間 昭和61年3月31日以前に厚生年金等の被用者年金制度に加入または受給等していた人の配偶者であった期間 平成3年3月31日以前に学生であった期間

▽支給額(平成27年度の金額) 障害基礎年金の1級に該当 月額51,050円 障害基礎年金の2級に該当 月額40,840円

※障害者手帳の等級とは異なります。 ※受給要件には制限がありますので、詳細は問い合わせください。

問 桜井年金事務所(☎42・)

0033)

平成27年は 国勢調査の年です

本年10月1日を期日として国勢調査が実施されます。

国勢調査は、日本国内に住む全ての人と世帯を対象とする、国の最も重要な統計調査です。国内の人口や世帯の実態を明らかにするため、統計法という法律に基づいて、5年に1度実施されます。

国勢調査の結果は福祉政策や生活環境整備、災害対策などに欠かせない様々な施策の計画策定などに利用されます。

調査の実施にはみなさんのサポートが不可欠です。ご理解とご協力をお願いします。 問 商工振興課(☎42・9111内線351)

せんとくんプレミアム商品券、予約申込開始

県内の参加店舗で利用できるプレミアム率20%の商品券の予約申込みを開始します。

▽価格 1冊10,000円(12,000円相当)

▽申込期間 7月1日(水)~25日(土) 9月1日(火)

▽利用期間 9月1日(火)~平成28年2月7日(日)

※利用可能店舗・申込方法については、奈良県プレミアム商品券専用ホームページ(<http://www.p-shouhinken.com/nara/>)で確認するか、問い合わせください。

問 奈良県プレミアム商品券コールセンター(☎0742・88・2380 ※平日の午前10時~午後5時)

家庭および事業所ごみ(一般廃棄物)の搬入受付

▽搬入受付日 【7月】4日(土)、11日(土)、18日(土)、25日(土)、【8月】1日(土)、8日(土)、15日(土)、22日(土)、29日(土)、【9月】5日(土)、12日(土)、19日(土)、21日(月・祝)、26日(土)

▽受付時間 午前8時40分~11時30分 ※事業所ごみの搬入については、午前11時までになりますので注意してください。 ※次回のお知らせは、10月号です。

問 環境部施設課(☎45・2001)

CO2削減/ライトダウンキャンペーン 7月7日は「クールアース・デー」です!

環境省では、地球温暖化防止のため、6月22日(夏至の日)~7月7日(七夕の日)の期間に、ライトアップ施設や家庭の電気を消してもらうよう呼びかける「CO2削減/ライトダウンキャンペーン」を実施しています。

2008年に北海道洞爺湖サミットが七夕の日に開催されたことにちなみ、7月7日は、みんな地球温暖化対策を考える日「クールアース・デー」とされました。

7日の夜8時~10時の2時間、家庭の電気を消して、天の川を見ながら地球環境の大切さを家族みんなで再確認してみようですか? 市民のみなさんもこのキャンペーンにご協力をお願いします!

▷問い合わせ先 環境部(☎45-2001)

マンションの建替え・敷地売却等に関する相談窓口

耐震性が不足しているマンションの建替え等の円滑化を図る「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」が昨年12月に改正されました。

これに合わせ、(公財)住宅リフォーム・紛争処理支援センターが運営する住宅専門の相談窓口「住まいるダイヤル」で、マンションの建替えやマンション敷地売却等に関する相談を受付しています。法律や制度等に関する専門的な相談が必要な場合は、弁護士・建築士による無料の対面相談も受けられます。

▽受付時間 平日午前10時～午後5時

【問】 住まいるダイヤル【ナビダイヤル】(☎0570・016・1100)

※PHSや一部IP電話からは03・3556・5147

「資産等報告書」の閲覧

政治倫理の確立のため、桜井市長の資産等の公開に関する条例、および桜井市長の資産等の公開に関する規則に基づき、7月1日(水)から「資産等報告書」等の閲覧を実施

します。

▽閲覧受付場所 秘書課(市役所3階)

【問】 秘書課 (☎42・9111 内線310)

◆募集◆

録音ボランティア

「虹の会」会員募集

録音ボランティア「虹の会」では、視覚障がいの人のために録音活動を一緒にしてもらえる人を募集しています。

広報紙・図書等をテープ・CDに録音して視覚障がいの人に届けています。いつでも入会可能です。関心のある人は、気軽に連絡してください。

【問】 市ボランティアセンター (☎42・2724)

なら食と農の魅力創造国際大学校 学生募集

平成28年4月、奈良県農業大学校を改編して「なら食と農の魅力創造国際大学校(通称NAFIC)」を開校します。このたび、第1期生となる平成28年度入学生を募集します。

○フードクリエイティブ学科 農業・農産物に関する知識

桜井市出前講座

出前講座は協働推進の取り組みのひとつで、講師と市民の対話を通じてお互いの理解を深め、信頼関係を築くことが目的です。市の職員や公益的な活動を行う市民活動団体が、みなさんの地域に向いて講座を開催します。

町内会などの各種団体の勉強会、職場での研修、サークル活動などの機会に、ぜひ気軽に利用してください。

▷対象 市内に在住・在勤・在学の人で構成された10名以上の団体。

▷開催日時 年末年始を除く日の午前9時から午後9時までの時間帯で1時間程度。(ただし、水曜日の午後5時以降は除く。)

▷開催場所 開催は市内に限ります。会場の確保や準備、進行等は、申込団体が行ってください。

▷講座メニュー・内容 ホームページで確認するか、市民協働課へ問い合わせてください。

▷申込方法 受講を希望する日の2週間前まで(市民活動団体が講師を務める講座は1か月前まで)に市民協働課に申込んでください。

▷申込・問い合わせ先 市民協働課協働推進係 (☎42 - 9111 内線225)

を持った「食の担い手」を育成。

▽キャンパス 安倍校舎(大字高家2217)

▽入学科 282,000円

▽授業料 535,800円

(年額)

▽実習費等 800,000円

(年額)

○アグリマネジメント学科

高度な農業技術があり農業経営センスの優れた「農の担い手」を育成。

▽キャンパス 【8月まで】榎原校舎(榎原市四条町88農業研究開発センター内)【9月以降(予定)】池之内校舎(大字池之内130・1)

▽入学科 5,650円

▽授業料 118,800円

(年額)

▽実習費等 130,000円

(年額)

○共通

▽受験資格 高等学校卒業(見込み)、または同等以上の者

▽募集人数 各20人

▽修業期間 2年

▽出願期間 10月19日(月)～30日(金)

※学生募集・入学試験の詳細は、県ホームページで確認するか、左記に問い合わせてください。

【問】 県農林部なら食と農の魅力創造国際大学校・農業研究開発センター開設準備室

自衛官候補生

▽資格 18歳以上27歳未満の男女

▽受付期間(女子) 8月1日～9月8日(男子は年間を通じて募集しています)

▽試験日(女子) 9月27日(男子は受付時にお知らせします)

【問】 自衛隊天理募集案内所 (☎0743・63・2540)

桜井市奨学生を募集

▽資格

- ①奨学生およびその保護者が市内に住所を有する人
- ②次の学校の新入学生（第1学年1回限りの給付）
高等学校・高等専門学校・中等教育学校（後期課程）・特別支援学校高等部・専修学校（高等課程）
- ③次の奨学金等の貸与決定者
奈良県高等学校等奨学金（修学支援奨学金・育成奨学金）・生活福祉資金修学資金・母子寡婦福祉資金修学資金・日本学生支援機構奨学金

▽必要書類

- ・桜井市奨学金申請書（学校教育課および市内4中学校に置いてあります。）
- ③の奨学金等の貸与決定通知書の写し
- ・世帯全員の住民票の写し（統柄表示入り）
- ・入学した学校の在学証明書

▽申請期限 8月7日（金）

申・問 学校教育課（☎42・9111 内線606・607）



河川の汚染や浄化槽の故障の原因になるので、浄化槽は1年に1回清掃を実施してください。申込みは清掃公社（☎45・2005）まで。

《 無料相談コーナー 》

相 談	内 容	日 時	場 所	予 約	申 込・ 問 い 合 わ せ 先
中南和法律相談センター法律相談	日常お困りの法律問題（予約面談制）〈先着6名・各30分間〉	毎週火曜日（祝日は除く） 13:00～16:00	市役所2階相談室	要	相談日の1週間前の火曜日の午前9時30分から電話で奈良弁護士会（☎0742-22-2035）へ。 【市民協働課】
※火曜日以外にも他会場での相談窓口があります。詳しくは奈良弁護士会へお問い合わせください。					
無料法律相談	弁護士による法律相談（予約面談制）〈市内在住・先着7名・各25分間〉	7月9日（木） 13:00～16:00	市役所2階相談室	要	7月1日（水）午前8時30分以降に電話で市民協働課市民生活係へ。（☎42-9111内線534）【市民協働課】
※無料法律相談は市内在住者で、今までに無料法律相談を受けていない人のみ利用できます。					
司法書士による法律相談	借金問題、土地建物・会社法人の登記、相続、遺言などの相談（予約面談制）〈先着5名・各40分間〉	①7月10日（金） 13:00～16:20 ②7月23日（木） 13:00～16:20	市役所2階相談室	要	①7月2日（木）午前8時30分以降 ②7月8日（水）午前8時30分以降に電話で市民協働課市民生活係へ。（☎42-9111内線534） 【市民協働課】
税理士による税務相談	税金についての相談（予約面談制）〈先着5名・各30分間〉	7月15日（水） 13:00～16:00	市役所2階相談室	要	7月3日（金）午前8時30分以降に電話で市民協働課市民生活係へ。（☎42-9111内線534）【市民協働課】
※税理士（税理士法人）に依頼されている人は利用できません。					
行政書士による法務相談	営業許可、帰化など身分に関する事、近隣トラブルなどの相談（予約面談制）〈先着5名・各40分間〉	7月24日（金） 13:00～16:20	市役所2階相談室	要	7月10日（金）午前8時30分以降に電話で市民協働課市民生活係へ。（☎42-9111内線534） 【市民協働課】
消費生活相談	消費（買物・契約等）・多重債務などの相談	毎週火・木・金曜日（祝日は除く） 10:00～16:00	市役所1階消費生活相談室	不要	市民協働課市民生活係（☎42-9111内線534） 【市民協働課】
行政相談	行政に関する相談	7月8日（水） 13:00～16:00	市役所1階消費生活相談室	不要	市民協働課市民生活係（☎42-9111内線534） 【市民協働課】
※予約は不要ですが、当日に受付が必要ですので、市民生活係までお越しください。					
福祉の『心配ごと相談』	日常生活における様々な悩みごとや心配ごとなどの相談	毎週木曜日 10:00～15:00	福祉センター分館	不要	相談日には電話相談（☎42-6804）も行います。 【社会福祉協議会】
若者自立のための相談会	高校中退者・ニート・引きこもりなどの相談	7月1日～31日（日・祝日除く） 9:00～18:00	桜井駅前口駅前エルト桜井2階	不要	若者サポートステーションやまと（☎44-2055） 【商工振興課】
人権擁護委員による『悩みごと相談』	人権に関わる様々な悩みごと	7月15日（水） 13:00～16:00	市役所1階消費生活相談室	不要	人権施策課人権係（☎42-9111内線562） 【人権施策課】
女性相談	女性の様々な問題や悩み（夫婦・育児・介護・ドメスティックバイオレンスなど）	7月27日（月） 面接相談 12:30～15:00	市役所1階消費生活相談室	要	相談日の午前中までに人権施策課男女共同参画係へ。（☎42-9111内線564） ◎匿名での相談も可。【人権施策課】
		電話相談 10:00～11:30		☎42-9111（内線564）	

◆催し(市内)◆

差別をなくす市民集会

多数の参加をお待ちしています。手話通訳・要約筆記あります。

▽日時 7月4日(土)

開会 午後1時30分

▽場所 市民会館

▽テーマ 中村久子伝へ生きること、生かされていること

▽講師 一龍斎春水さん(講師)

▽主催 桜井市、桜井市教育委員会、桜井市人権教育推進協議会

▽人権施策課(☎42・9111内線561)

「社会を明るくする運動」関連行事

「社会を明るくする運動」はすべての国民が、犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない社会を築こうとする全国的な運動です。

7月は駅頭啓発、各中学校区のミニ集会等が開催されます。みんなで、犯罪や非行の

ない誰もが「いきいき」と生活できる明るい社会を築きあげていきましょう。

◆ミニ集会日程

○桜井中学校区

▽日程・場所 7月3日(金) 市立図書館研修室2

○大三輪中学校区

▽日程・場所 7月13日(月) 大三輪中学校視聴覚室

○桜井東中学校区

▽日程・場所 7月7日(火) 東ふれあいセンター本館

○桜井西中学校区

▽日程・場所 7月5日(日) 粟殿西公民館

※いずれも午後1時30分開始

▽主催 「社会を明るくする運動」桜井地区推進委員会

社会福祉課社会福祉係(☎42・9111内線297)

みんなで知ろう認知症！認知症サポーター養成講座

認知症は誰にでも起こりうる病気です。自分や家族、友人のために、認知症について正しく理解し、自分のできる範囲で認知症の人の応援者になりませんか。

受講者には、認知症サポーターの証としてオレンジ色のブレスレット「オレンジリング」を差し上げます。

桜井市プレミアム商品券の引換えについて

▷引換日 7月11日(土)、12日(日)

午前10時～午後4時

※当選ハガキと引換えに商品券を購入してください。当選ハガキのない人は引換えできません。(引換日に来られない場合は無効)

▷引換場所 市立図書館(大字河西31番地)

※市立図書館への問い合わせはしないでください。

※販売当日は混雑緩和にご協力ください。

▷販売価格 1冊あたり10,000円で販売

※13,000円相当(1,000×13枚)

▷利用期間 7月11日(土)～平成28年1月10日(日)

▷利用店舗 参加登録された市内の店舗、事業所で利用できます。ホームページで随時更新します。(http://www.sakuraishoko.org) 販売日には店舗等を記載した印刷物をお渡しします。

※希望冊数および引換希望日の変更はできません。

※引換残が発生した場合のみ、7月26日(日)に再販売します。(詳細は後日ホームページにて)



▷問い合わせ先 桜井市プレミアム商品券事務局(桜井市商工会 ☎43-5374 ※平日午前9時～午後4時まで)

○認知症サポーターとは？

認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者です。

▽日時 7月23日(木)

午後1時30分～3時

※申込不要

▽場所 市役所2階大会議室

▽講師 竹原美幸さん(認知症キヤラバンメイト・奈良

県認知症介護指導者)

▽対象者 認知症について関

心のある人どなたでも

▽費用 無料

▽主催 桜井市地域包括支援

○センター(のぞみ・きぼう・ひかり・きぼう)

センター(のぞみ・きぼう・ひかり・きぼう) 高齢福祉課地域包括ケア推進係(☎42・9111内線282・274)

親子陶芸教室

～貯金箱をつくる～

▽日時 7月26日(日)

午前10時～正午

▽場所 中央公民館4階陶芸

室

▽対象者 市内在住の小学生

とその保護者

▽定員 10組(先着順)

▽材料費 1組1,000円

▽持ち物 汚れてもいい服装、またはエプロン

▽申込期間 7月3日(金)～17日(金)

▽申込方法 材料費を添えて中央公民館窓口で直接申込

んでください。

※電話では受付できません。

※月・火曜日は休館です。

※作品の見本はホームページ

で確認してください。

問 中央公民館(☎45・0965)

食品サンプル体験教室 「スイーツをつくろう」

▽日時 7月26日(日)

午後2時～3時30分

▽場所 中央公民館2階研修室1

▽対象者 4歳以上の市内在住または在学・在勤の人(小学生までは、保護者同伴で参加してください)

▽定員 30人(先着順)

▽材料費 ①1,080円(タルトストラップ)または②2,160円(ホットケーキ)

▽持ち物 汚れてもいい服装、またはエプロン

▽申込期間 7月3日(金)～17日(金)

▽申込方法 材料費を添えて中央公民館窓口で直接申込んでください。

※電話では受付できません。
※月・火曜日は休館です。
※作品の見本はホームページで確認してください。
問 中央公民館(☎45・0965)

「ついでにピアノフェスタ」開催

「スタインウェイ」の演奏者を一般から募集し、1組10

分間のリレー形式で思い思いの楽曲を演奏してもらいます。また、マリンバ(丸谷千夏さん)、ピアノ(浜田純子さん)のミニコンサートを楽しめます。

▽日時 7月26日(日)

開場 午後1時

開演 午後1時30分

※申込不要

▽場所 市民会館

▽費用 無料

問 市民会館(☎45・0964) 月・火曜日を除く
午前9時～午後6時

夏のごども工作教室 「和綴じ手帳をつくろう」

▽日時 8月15日(土)

午前の部 午前10時～

午後の部 午後2時～

▽場所 市民会館ロビー

▽費用 800円

※詳細は市民会館ホームページ等で確認してください。
問 市民会館(☎45・0964) 月・火曜日を除く
午前9時～午後6時

お金ってなあに?

「ごどもお金教室」

市民協働課×市立図書館コラボ企画
お金ってなあに? お金って

どう使ったらいいの?

大人でも答えに困ってしまうようなお金の話。毎日の暮らしと切っても切れないお金の関わり方について、子どもの頃から正しく学ぶことがとても大切です。

大切な「お金」について親子で楽しく学びましょう!

▽日時 7月29日(水)

午後2時～

▽場所 市立図書館おはなしのへや

▽内容 「お金に関する絵本」の読み聞かせ、オリジナル「ひみこちゃん貯金箱」作

子ども文化財教室 「学芸員の仕事を体験しよう」

夏休みの期間中の2日間、文化財教室を開催します。市内の文化財に触れることで、桜井市の歴史を学ぶとともに、普段はできない「学芸員の仕事」を体験してみましょう。

▷日時 7月23日(木)・24日(金)
午前10時～午後4時

1日目	開講式、バックヤードツアー、展示見学、土器洗い、土器接合、遺物写真撮影
2日目	屋外での測量体験、低融点合金を使った鋳造体験、閉講式

- ▷場所 市立埋蔵文化財センター
- ▷対象者 市内の小学4～6年生
- ▷定員 先着20名
- ▷費用 500円(材料費・保険料含む)
- ▷持ち物 弁当、水筒、筆記用具、帽子、汚れてもいい服装
- ▷申込方法 往復ハガキに①住所②氏名③学校名④学年⑤電話番号を記入のうえ、市立埋蔵文化財センターまで。折り返し参加証を送付します。
※往復ハガキは参加者1名につき1枚でお願いします。電話・FAXでの申込みはできません。
- ▷申込・問い合わせ先 市立埋蔵文化財センター(〒633-0074 大字芝58-2 ☎42-6005)

り

▽対象者 小学生以下の子どもとその保護者

▽費用 無料

申・問 市民協働課(☎42・9111 内線534)

市児童・生徒木工工作教室

▽日時 8月2日(日)

午前10時～午後4時

▽場所 木材振興センターあ

るぼるイベントホール

▽対象者 原則、市内在住の児童・生徒とその保護者

▽材料 主催者が現地で提供します。(持ち込み可)

▽道具 釘、ボンド、ヤスリ

等簡単な道具は会場にあります。ただし、ノコギリ・カナヅチは数に限りがありますので、名前を記入して持ち込んでください。

※当日できあがった作品の保管は一切できませんので各人持ち帰ってください。

※工作機械の使用はできません。

※道具使用後の返却および後片付けをお願いします。

問 桜井木材協同組合青年経営者協議会事務局(☎42・3535)

夏休み子ども工作教室

第2回「パラパラ漫画」

物の動きを考えながら絵を描こう

- ▷日時 8月3日(月)
午前9時30分～11時30分
- ▷場所 中央公民館大会議室
- ▷講師 社会教育課職員
- ▷対象者 小学生
- ▷定員 20人
- ▷費用 無料

第3回「草木染め」

ハンカチなどを草木染めしよう

- ▷日時 8月22日(土)
午前9時30分～11時30分
 - ▷場所 中央公民館美術工芸室
 - ▷講師 淵本知加子さん
 - ▷対象者 小学生
 - ▷定員 20人
 - ▷費用(材料費) 500円(当日
集金します)
- ※材料費は見込み金額です。

共通

- ▷申込方法 ハガキまたはFAX、Eメールに①講座名「第○回夏休み子ども工作教室」②住所③氏名(ふりがな)(子どもと保護者とも)④学年⑤電話番号を記入のうえ、7月17日(金)までに、下記の申込先へ。
- ※申込多数の場合は、抽選となります。
- ※電話での申込みはできません。
- ▷申込・問い合わせ先 社会教育課(〒633-8585 大字粟殿202 ☎42-9111 内線608 FAX45-0962 Eメール ky-shakai@city.sakurai.lg.jp)



夏休み子ども科学教室

身の回りの科学について、実験をしながら楽しく学びましょう!

- ▷日時 8月1日(土)
午後1時～4時
- ▷場所 県保健研究センター
- ▷対象者 小学4～6年生
(保護者同伴可)
- ▷定員 20名
- ▷費用 無料
- ▷申込方法 ハガキかFAXで参加者の住所、氏名(ふりがな)、学年、性別、保護者の氏名、平日昼間に連絡可能な電話番号を記入し、次の申込み先へ。
- ※申込多数の場合は、抽選となります。

申込期限 7月15日(必着)

申・問 県保健研究センター
(〒633-0062 大字粟殿1000 ☎47-3160 FAX47-3161)

夏休み青少年・生涯学習 Festa

- ▷カルチャー・カフェ
「JOSPELを聴きながら」
・その歴史や背景を知る」
- ▷日時 8月22日(土)
午前10時～正午
- ▷場所 中央公民館屋外ピロティ
- ▷進行役 柴原佳高さん(生涯学習リーダー)
- ▷定員 20名
- ▷費用 無料
- ▷哲学カフェ

「哲学するとは？」をテーマに、参加者同士で対話をします。(協力・カフェフィロ)

- ▷日時 8月23日(日)
午前10時～正午
- ▷場所 中央公民館屋外ピロティ
- ▷進行役 山本和則さん(カフェフィロ)
- ▷定員 20名
- ▷費用 無料
- ▷見えて、触れて、話してみよう!
陶芸や彫刻、日本画の作品を自由に触って鑑賞できるチャンスです。
- ▷「どうして、こう描いたの?」「この絵は心の日記かな?」思ったことを、自由に作者に尋ねてみよう!
きっとこれからは、作品を

見る目が変わるよ。

- ▷日時 8月22日(土)
午後1時30分～3時
- ▷場所 中央公民館1階研修室
- ▷講師 中川賀照さん(奈良芸術短期大学美術科教育准教授)
- ▷対象者 小学3～6年生とその保護者
- ▷定員 親子10組
- ▷費用 無料
- ▷夏休み親子マネー教室
「お金や物の流通の仕組みをゲームで学ぼう!」
- ▷日時 8月23日(日)
午後1時30分～3時30分
- ▷場所 中央公民館1階研修室
- ▷講師 奈良県金融広報委員

会 金融広報アドバイザー

- ▷対象者 小学4～6年生とその保護者
- ▷定員 親子10組
- ▷費用 無料
- ▷共通
▷申込方法 電話、FAXまたは、Eメールに①受講したい講座名②住所③氏名(ふりがな)(子どもと保護者とも)④電話番号を記入のうえ、8月7日(金)までに左記の申込先へ。
- ※申込多数の場合は、抽選となります。
- 申・問 社会教育課(〒633-8585 大字粟殿202 ☎42-9111 内線608 FAX45-0962 Eメール ky-shakai@city.sakurai.lg.jp)

第62回
ランチタイムコンサート

- ▽日時 7月9日(木)
午後0時15分～0時45分
- ▽場所 市民会館ロビー
- ▽内容 親子連弾でベートル
ズの世界を
- ▽出演者 鈴木伸二さん・陽
祐さん(ピアノ連弾)
- ▽費用 無料
- ▽費用 文化を考える桜井市民の
会(☎090・6751・
5708)

第13回みんな森で遊ぼう!

- 鎮守の森の体験塾。遊びを
とおして自然や歴史に親し
み、森の不思議をみつけよ
う!
- ▽日時 8月2日(日) 午前
9時30分～午後4時(雨天
決行)
- ▽集合時間・場所 午前9時・
市立図書館
- ▽開催場所 等彌神社境内お
よび市立図書館
- ▽内容 ①ネイチャーゲーム
②植物オリエンテーリング
③おもしろ歴史教室④クラ
フト教室(木の葉の拓本灯
ろうづくり)
- ▽対象者 小学生(保護者の
参加も可)

- ▽定員 50名(申込先着順)
- ▽費用 無料(保護者は
300円)
- ▽持ち物 弁当、水筒、筆記
用具、雨具(腕時計を持っ
ている人は持参してくださ
い)
- ▽申込方法 郵送またはF
AXで住所・参加者氏名・
保護者氏名・電話番号・
FAX番号・小学校名・
学年を記入のうえ、森と
ふれあう市民の会事務局
(〒633・0001大字
三輪512三輪座内FAX
43・3581)まで。

市観光協会主催事業

- ①万葉講座
▽日時 7月10日(金)
午前10時～正午
- ▽場所 市立図書館
- ▽演題 「描かれた万葉歌」
絵から歌へ、歌から絵へ」
- ▽講師 小倉久美子さん(県
立万葉文化館主任研究員)
- ▽費用 500円
- ▽申込方法 電話またはFAX
で市観光協会に申込んで
ください。
- ▽申込期限 7月3日(金)

②万葉ゆかりの地味酒三輪の
里を歩くハイキング

- 市観光ボランティアガイド
の会のメンバーが三輪の町の
隠れた魅力をご案内します。
- ▽日程 7月19日(日)
- ※申込不要
- ▽集合時間・場所
午前9時45分・JR三輪駅前
▽コース(約3km) JR三輪
駅→大神神社→大和の杜
展望台→三輪茶屋趾→恵比
須神社→古い商家街並み→
JR三輪駅(正午頃解散)
- ▽費用 無料
- ▽費用 市観光協会(☎
42・7530)

桜井本町通・周辺まちづ
くり協議会 活き活き講座

- 二万一のために！手作り防災
グッズの作り方
- ▽日時 7月16日(木)
午後2時～3時
- ▽場所 桜井本町通り2丁目
たまり場(旧マエダふとん店)
- ▽講師 中堀禎子さん(防災
ガール、阪神大震災を機に
防災対策の大切さを知り、
それ以来使わなくなった着
物・衣類を再利用して、手
作りで防災グッズ・衣類を
作られています。)
- ▽定員 20名(申込先着順)

- ▽費用 無料
- 申・問 電話もしくはEメー
ルで、桜井本町通り2丁目
たまり場(☎45・1322・
Eメール sakurato@peace.
ocn.ne.jp)まで。

ダウン症の書家 金澤翔子
さん 大神神社で席上揮毫

- ダウン症という知的障がい
がありながら、天衣無縫で魂
の輝きを感じさせる書を発表
し続ける金澤翔子さんが大神
神社で席上揮毫を行います。
また、母の金澤泰子さんと

- の対談形式の講演や、書作品
の展示も予定しています。金
澤さんの生命力溢れる書を観
て、その生き方に触れ、勇気
をもらいませんか。
- ▽日時 7月11日(土)
午後1時～2時30分
- ▽場所 大神神社大礼記念館
2階
- ▽定員 先着150名(当日
受付・自由席・午前11時よ
り入場整理券を配布)
- ※入場無料
- 申・問 大神神社広報課(☎
42・6633)

「2015大和さくらい万葉まつり」開催決定!!

- ▷開催日 10月18日(日)
- ▷場所 市民会館およびその周辺
- ※例年より開催日が約1か月遅く、開催場所も異なっ
ています。注意してください。
- ◆現代版海柘榴市出店者を募集します。
店舗内のテーブル・イス等は各自で用意してください。
※出店料等応募に関する書類を送りますので事務局まで
問い合わせてください。
- ▷申込期限 7月27日(月)
- ◆「まつり」を一緒につくるメンバー募集
まずは気軽に実行委員会の企画会議をのぞきにきてく
ださい。また、当日のスタッフも募集しています。詳し
くは事務局まで問い合わせてください。
- ▷申込・問い合わせ先 大和さくらい万葉まつり実行
委員会(市観光まちづくり課内☎42・9111内線
342 ホームページ <http://manyou-fes.jp/>)

◆催し(市外)◆

熊野大花火大会 観覧バスツアー

友好都市三重県熊野市を訪
問し、花火大会を見学します。

▽日時 8月17日(月) 午前

9時30分～翌日午前3時頃

※雨天順延8月18日(火)

▽集合時間・場所 午前9時
30分・桜井市役所玄関前

▽費用 大人・小人共
12,000円(昼食・夕

食弁当代含む)

▽申込期間 7月1日(水)

～15日(水) 当日消印有効

▽申込方法 往復ハガキに①

住所②氏名③年齢④性別

⑤電話番号を記入のうえ、

市観光協会(〒633・

0063大字川合260・

2商工会館2階)まで。

申・問 市観光協会(☎42・

7530)

ならじョブカフェ就活セ ミナー(7月)

▽概要 自分の強みや向いて
いる仕事を考える面接シ
ミュレーション、グループ

ディスカッションの練習な

ど、アットホームな雰囲気

で就職活動のコツを学ぶこ

とができる参加型のセミ
ナー。参加費無料。

▽日時 ①7月2日(木)「就

活にかかせない、自己分析」

②7月8日(水)「体感しよ

う!集団面接」③7月16日

(木)「就活実践!グループ

ディスカッション」④7月

22日(水)「実践に役立つ!

面接トレーニング!」⑤7

月30日(木)「就活実践!グ

ループディスカッション」

※時間はすべて午後1時30分

～4時30分

▽場所 ①～④はならじョブ

カフェ(奈良市西木辻町93

・6エルトピア奈良内)

⑤は高田じごとiセンター

(大和高田市幸町2・33奈

良産業会館3階)

▽対象者 就職活動中の学生

やおおむね35歳未満の求職

者(40代前半までの不安定

就労者を含む)

▽定員 各10人程度(先着順)

▽申込方法 各セミナー前日

までに、セミナー名、開催

日、氏名(ふりがな)、居

住地の市町村名、電話番号、

年齢、性別を、電話かFAX

Xで申込んでください。

申・問 ならじョブカフェ

(☎0742・23・5730

FAX0742・23・5757)

スポーツのコーナー

【総合体育館 ☎45・0606 <http://www.net-taikyo.com>】

芝運動公園内体育施設

閉場のお知らせ

7月30日(木) 夜間と31日

(金)、8月7日(金)～11日

(火)は、行事のため全施設

閉場します。

芝運動公園・市民プー ル開場のお知らせ

▽開場期間 7月11日(土)・

12日(日)、18日(土)～

8月23日(日)

▽開場時間 午前9時30分

～正午

・午後の部 午後1時～5時

※7月22日(水)～24日(金)

27日(月)28日(火)の午

前中は、小学生水泳教室の

ため、一般利用はできませ

ん。

※8月1日(土)・7日

(金)～11日(火)は行事

のため、一般利用はできま

せん。

市民プールの 利用について

50mプール(水深130

～150cm)は安全管理上、

小学生以下の子どもは、保護

者が共に遊泳されない場合は

利用できませんので注意して

ください。また、イルカやシャ

チ型等の大型(1m以上)の

浮き具の使用は禁止です。

その他、市民プール利用に

あたっては、「利用注意事項

等」を遵守のうえ、利用して

ください。

▽問い合わせ先 市民プール

(☎46・4000)

※ただし開場時間帯のみ

市歩いっく会

▽香落溪(赤目四十八滝コー

ス)へ)

▽日時 7月26日(日) 午前

8時 桜井駅北口集合

▽コース(約14km・4時間)

桜井駅↓近鉄赤目駅↓赤

目滝橋↓赤目四十八滝↓

出合↓落合バス停↓近鉄名

張駅

▽参加費 300円(入山料

400円が別途必要)

▽申込期限 7月22日(水)

市民・小学生水泳記録会

▽日時 8月1日(土)

午前9時受付開始

▽場所 市民プール

▽種目 ①小学生の部

②一般の部(中学生以上)

※25m・50m・100m自由

形(25mは小学生のみ)、

50m・100m平泳ぎ、50

m・100m背泳ぎ、50m

バタフライ、200mリ

レー(一人50m・小学生の

み)

▽対象者 市内在住・在学・

在勤者

▽参加制限 1人2種目まで

(リレーを除く)

▽申込期限 7月22日(水)



桜井市バレーボール協 会設立50周年記念大会

▽日時 7月19日(日)

開会 午前10時

▽場所 総合体育館

▽内容 Vリーグ所属のパナ

ソニックパンサーズの選手

による市バレーボール協会

会員とのバレーボール教室

および試合形式でのラリー

を行います。

※どなたでも観覧席にて見学

できます。ぜひ体育館へ足

を運んでください。(入場

無料)

図書館からのお知らせ

●図書館の仕事を体験してみよう！

～「1日子ども図書館員」募集～

- ▷日時 8月2日(日)
午前10時～午後2時(昼食1時間)
- ▷内容 本の貸出や返却、図書整理作業など
- ▷対象者 市内の小学校に通う5・6年生
- ▷定員 3人(応募多数の場合は抽選)
- ※参加が決定した人には、詳細事項を保護者あてに送付します。
- ▷募集期間 7月1日(水)～9日(木)
- ▷申込方法 図書館カウンター
で申込んでください。



●夏休み子ども工作教室

「つくって遊ぼう はらぺこわんちゃん」

- ▷日時 7月30日(木) 午前10時～11時30分
- ▷講師 福井千秋さん(特定非営利活動法人わくわくスタディひろば理事長)
- ▷対象者 市内の幼稚園・小学校に通う園児・生徒(親子での参加可)
- ▷定員 10組
- ▷申込方法 往復ハガキまたはメールに、講座名、住所、子どもと保護者の氏名、学年、電話番号を書いて、市立図書館(〒633-0051 大字河西31番地・Eメール tosyokan.sakura@office.eonet.ne.jp)へ申込んでください。また、図書館カウンターでも受付けています。

おはなし会の案内(当日参加)

『桜井おはなしの会』や『子ども読未知』^{よみち}、職員によるおはなし会を開催しています。

月	日	担当	時間	内容	場所
7	4日(土)	桜井おはなしの会	午後3時～3時30分	おはなしや絵本の読み聞かせなど	おはなしのへや
	18日(土)	子ども読未知		絵本の読み聞かせなど	

※大人も入場できます

●新しい本の情報については、図書館内の配布資料やホームページでも見ることができます。

☆お願い 次に読みたい人が待っている場合もありますので、本の返却期限は必ず守ってください。

期限を過ぎても返却がない場合、貸出停止になることがあります。みなさんのご理解とご協力をお願いします。

◎今月の休館日は、**毎週火曜日と第2金曜日(10日)**です。

【図書館 ☎ 44 - 2600 ホームページアドレス <http://www.library.sakurai.nara.jp/>】

とことんそばを楽しむ

山野草の里での赤い花のそば栽培です。種まきから、その成長を見守り、育て、そして収穫。最後はそば打ち。自ら育てたそばを味わいます。みんなで楽しみましょう。

- ▷集合時間 午前9時30分
(山野草園現地集合)
- ▷解散 午後3時30分頃
- ▷実施場所 大字三谷528番地(駐車場有)
- ▷参加費 300円(毎回集金します)
- ▷持ち物 弁当・水筒・タオル・軍手・長靴・作業着・帽子
- ▷募集人数 10名(先着順)
- ▷申込期限 7月31日(金)
- ▷申込方法 FAXかメールで申込んでください。詳細については、下記までお問い合わせください。
- ▷申込・問い合わせ先 NPO法人山野草の里づくりの会 福岡(☎・FAX 48-8105、Eメール fukuokasadateru@hkg.odn.ne.jp)

実施日	内容
8月29日(土)	そばの種まき
9月19日(土)	土寄せ、草引き
10月18日(日)	「花の宴、赤いそばと里の秋」参加
11月21日(土)	そば刈り
12月12日(土)	そばの脱穀
平成28年 1月30日(土)	そば打ち



母子家庭の母および父子家庭の父へ

自立支援と給付

○自立支援教育訓練 給付金事業

就職する際に有利になる教育訓練を受講する場合に、費用の一部を給付します。申請には事前相談が必要です。受講前に必ず相談してください。

▽対象者 市内在住の母子家庭の母・父子家庭の父
※詳しい受給要件は問い合わせてください。

▽対象講座 雇用保険制度による教育訓練給付の指定教育訓練講座等

▽支給額 受講のために支払った費用の20%に相当する額（上限10万円、下限4千円）

○高等職業訓練促進 給付金等事業

就職する際に有利になる資格を習得するため2年以上養成機関に通う場合に、生活費の負担軽減を目的として一定期間支給します。申請には事前相談が必要です。受講前に必ず相談してください。

▽対象者 市内在住の母子家庭の母・父子家庭の父

※詳しい受給要件は問い合わせてください。

▽対象資格 看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士等（国家資格）、

准看護師・管理栄養士・栄養士・歯科衛生士・理容師・美容師（赤文字は今年度から対象になった資格）

▽支給期間・支給額（月額）
①平成25年4月1日以降入学した人

・支給期間 修業中の全期間（上限2年）

・支給額 市民税非課税世帯100,000円・市民税課税世帯70,500円

②平成24年度に入学した人
・支給期間 修業中の全期間（上限3年）

・支給額 市民税非課税世帯100,000円・市民税課税世帯70,500円

③平成24年3月31日までに入学した人
・支給期間 修業中の全期間

・支給月額 市民税非課税世帯141,000円・市民税課税世帯70,500円

▽問い合わせ先（共通） 児童福祉課子ども福祉係 ☎42・91111内線281

人権コーナー



世界人権宣言 シンボルマーク

先達に学ぶ

神奈川県箱根山では、火山活動が4月26日から活発になっていきます。火山性地震が2,500回を超え、警戒レベル3になったそうです。また、5月13日には宮城県沖でマグニチュード6.6最大震度5強の揺れを観測しました。

特に、東北地方・三陸沿岸地域の人たちにとっては、地震のたびに「この地震による津波の心配はありません」との発表を確認しないと安心できない状況と推測され、心労が重なるばかりです。

地震国日本。最先端技術を誇る我が国においても、「地震」や「津波」は、どうすることもできない大きな課題なのでしょか。

鎌倉の大仏様は、野ざらし状態で鎮座しています。建立時から屋根がなかったのか調べると、過去、2回も建て替えられているそうです。これは津波による倒壊や台風が原因であると言われています。

三重県の漁村には、港から遠く離れた小高い丘に住居を構えている地域があるそうです。過去の津波の教訓から、「便利」よりも「安全」を選択し、現在の場所に住むようになったそうです。自然の揺らぎに合わせて、人間の方が身を引いたのです。

現代社会、東日本大震災の痛ましい教訓から、津波災害の特性を認識する必要があります。そのうえで、津波対策の現状を踏まえ、これまでの「備え」が活かされた面、不十分であった面を点検し、津波災害の軽減に向けたさらなる努力を積み重ねていかなければなりません。

これまでの教訓から、自然を理解した本当の意味での「共生」を図らなければならぬ時期にきているのではないのでしょうか。【人権施策課】

てんいち先生

7月っていいな！
夏の日に 夏休みだ！

7月、ちゅうごう 7月は、差別をなくす強調月間

自分も大切に 相手も大切に
お互いのめちやが伝わるよ

みんなのバワーを あつめて！
Go!

人権のまちづくりだ！

差別をなくす強調月間



5/15

「更生保護サポートセンター桜井、開設」



地域の更生保護活動の拠点として、桜井地区保護司会が中央公民館の一室を借り受け、「更生保護サポートセンター桜井」を開設しました。

サポートセンターでは、保護司が交代で常勤し、保護観察に対する支援、地域の関係機関・団体との連携推進、保護司同士の情報交換、保護司会の運営拠点等の役割を担っていくことになります。

※保護司とは、犯罪や非行をした人の立ち直りを助けるとともに、犯罪・非行防止の啓発に取り組むなど、安全・安心な地域社会づくりのために活動しています。

「市民フォーラムで市民と意見交換」

5/23

市立図書館で市民フォーラムを開催し、約400名が集まりました。

平成27年度予算を中心に、県とのまちづくり連携協定に基づく事業や、歴史文化基本構想、観光振興など、市の取り組みと今後の方向性について市長が説明しました。またその後、市民からの意見発表や質問に対して市側が回答し、両者が意見交換を行いました。

市民のみなさんの意見を参考に、より暮らしやすいまちづくりに取り組んでいきます。



6/1

「咲〜くるライン運行記念式典」



6月1日からのコミュニティバス再編で、循環路線「咲〜くるライン」を新設し、桜井駅北口バス停前で運行記念式典を開催しました。式典では、テープカットや運転手への花束贈呈などが行われ、初発便はたくさんの人に見送られながら出発しました。

今回の再編内容は、新路線が交通不便地であった市の西北部を運行するほか、吉隠地区への路線延伸、朝倉台やイオンへの土日祝日運行などです。お出かけの際にはぜひコミュニティバスを利用してください。

「市民ふれあい福祉まつりを開催」

6/6

市民体育館で第10回ふれあい福祉まつりを開催し、会場は多くの参加者で賑わいました。

障がい者福祉施設に通うみなさんと歌や踊りを楽しみ、キッズチアダンス・バトントワリングでの子ども達の演技に元気もらいました。みんなで作った大きな紙相撲の対戦では、懸命に土俵を叩き、大きく盛り上がりました。

最後はみんなで手話の歌に挑戦し、楽しい時間をすごしました。



広告掲載枠